鳥取県公報

平成 29 年 5 月 30 日（火）
第８９０４号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ 告　　示　指定居宅サービス事業者の指定（406）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・・・・・・2
指定居宅介護支援事業者の指定（407）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
指定介護予防サービス事業者の指定（408）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
土地改良区の定款の変更の認可（409）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・2
県営土地改良事業計画の決定（410）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（411）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・3
土地改良区の役員の就退任（412）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・3
◇ 教委告示　定例教育委員会の招集（15）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
平成30年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針（16）（高等学校課）・・・・・・・・・・・・4
物品売払代金の徴収事務の委託（17）（文化財課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
◇ 雑　　報　計画段階環境配慮書の縦覧（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

告　　　　示

鳥取県告示第406号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年５月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長　大　口　　豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
とっとり福祉マンション有限会社	オパール指定訪問介護事業所	鳥取市行徳三丁目317	平成29年６月１日	訪問介護

鳥取県告示第407号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年５月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長　大　口　　豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
鳥取家守舎合同会社	鳥取家守舎居宅介護支援事業所	鳥取市今町二丁目201	平成29年６月１日

鳥取県告示第408号

介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年５月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長　大　口　　豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
とっとり福祉マンション有限会社	オパール指定訪問介護事業所	鳥取市行徳三丁目317	平成29年６月１日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、上大口土地改良区の定款の変更を平成29年５月22日認可したので、同条第３項の規定により告示する。

平成29年５月30日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、県営土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業　福成地区　暗渠排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年５月30日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

２　縦覧に供する期間
　平成29年５月30日から同年６月19日まで
３　縦覧に供する場所
　南部町役場
４　異議の申立て
　利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年５月30日

鳥取県中部総合事務所長　広　田　一　恭

名　称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社プレマスペース	鳥取市田園町三丁目335－２	ぱにーに湯梨浜店	東伯郡湯梨浜町大字旭27	就労移行支援	平成29年６月１日

鳥取県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年５月30日

鳥取県西部総合事務所長　中　山　貴　雄

退任した役員の氏名及び住所

理　事	小林利夫	米子市大袋342－３
〃	江原　薫	米子市青木592
〃	綿谷英雄	米子市青木893
〃	横山憲將	米子市青木1122
〃	岩崎　進	米子市榎原747
〃	田邉晴美	米子市榎原835
〃	深田尚巳	米子市榎原1444
〃	藤谷盛之	米子市榎原311
〃	吉本　栄	米子市橋本227
〃	乘本幸智	米子市橋本316
〃	乘本弘二	米子市橋本302
監　事	長谷川禎信	米子市青木510
〃	髙田恭一	米子市榎原1438－２
〃	山本健司	米子市榎原386
〃	加藤　修	米子市橋本311

平成29年３月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理　事	小　林　利　夫	米子市大袋342－３
〃	江　原　　　薫	米子市青木592
〃	長谷川　禎　信	米子市青木510
〃	松　浦　顯　夫	米子市青木984
〃	岩　崎　　　進	米子市榎原747
〃	岩　指　美　雄	米子市榎原790－１
〃	深　田　尚　巳	米子市榎原1444
〃	山　本　健　司	米子市榎原386
〃	吉　本　　　栄	米子市橋本227
〃	乗　本　幸　智	米子市橋本316
〃	乗　本　弘　二	米子市橋本302
監　事	谷　本　健　二	米子市青木892
〃	髙　田　恭　一	米子市榎原1438－２
〃	牧　山　公　一	米子市榎原313
〃	加　藤　　　修	米子市橋本311

平成29年３月21日就任　任期４年

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第15号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年５月30日

鳥取県教育委員会委員長　中　　島　　諒　　人

１　日時　平成29年６月２日（金）午前10時

２　場所　鳥取市東町一丁目271　鳥取県庁教育委員会教育委員室

３　議題

（１）　鳥取県文化財保護審議会への諮問について

（２）　その他

鳥取県教育委員会告示第16号

平成30年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成29年５月30日

鳥取県教育委員会委員長　中　　島　　諒　　人

平成30年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

１　基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

２　出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成30年３月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

３　全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

（１）　推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

ア　募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

（ア）　普通学科（普通科体育コースを除く。）　募集定員の20パーセント以内

（イ）　普通学科（普通科体育コースに限る。）　募集定員の50パーセント以内

（ウ）　専門学科及び総合学科　募集定員の40パーセント以内

イ　出願期間

平成30年２月５日（月）及び６日（火）

受付時間は、平成30年２月５日（月）は午前９時から午後４時30分までとし、同月６日（火）は午前９時から正午までとする。

ウ　実施期日

平成30年２月９日（金）

エ　検査内容

（ア）　入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

（イ）　学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

オ　選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第３学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第３学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、１教科又は２教科の評定を２倍することができるものとする。

カ　選抜結果の通知等

選抜結果は、平成30年２月15日（木）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成30年３月14日（水）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

（２）　一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア　出願期間

平成30年２月20日（火）から同月22日（木）まで

受付時間は、平成30年２月20日（火）及び21日（水）は午前９時から午後４時30分までとし、同月22日（木）は午前９時から正午までとする。

イ　実施期日

平成30年３月６日（火）及び７日（水）（ただし、学力検査は、平成30年３月６日（火）とする。）

ウ　検査内容

（ア）　入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a　実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、３教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b　検査時間等

国語、数学、社会、理科は各50分間、英語は60分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が３教科又は４教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c　配点等

（ａ）　実施教科の配点は、各50点とする。

（ｂ）　実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、１教科又は２教科の得点を１倍を超え２倍以下とする傾斜配点とすることができる。

（ｃ）　学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、８対２から２対８までの範囲内とする。

（イ）　入学志願者全員に対して、面接を実施する。

（ウ）　学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ　選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第３学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第３学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を２倍するものとする。

オ　合格発表

平成30年３月14日（水）

カ　繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

（３）　再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア　出願期間

平成30年３月19日（月）及び20日（火）

受付時間は、平成30年３月19日（月）は午前９時から午後４時30分までとし、同月20日（火）は午前９時から正午までとする。

イ　実施期日

平成30年３月22日（木）

ウ　検査内容

（ア）　入学志願者全員に対して、面接を実施する。

（イ）　学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ　選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第３学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第３学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、１教科又は２教科の評定を２倍することができるものとする。

オ　合格発表

平成30年３月26日（月）

４　通信制課程における入学者選抜

（１）　出願期間及び実施期日

平成30年３月２日（金）から同月27日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

受付時間は、平成30年３月２日（金）から同月26日（月）までは午前９時から午後４時30分までとし、同月27日（火）は午前９時から正午までとする。

（２）　検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

（３）　選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

（４）　選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

５　配慮事項

（１）　検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

（２）　選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業者、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

６　その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

鳥取県教育委員会告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成29年５月30日

鳥取県教育委員会委員長　中　島　諒　人

１　委託の相手

鳥取県教科図書販売株式会社

鳥取県立博物館振興会

公益財団法人鳥取市文化財団

荒神谷博物館

出雲市

２　委託期間

平成29年４月１日から平成30年３月31日まで

雑　　　報

環境影響評価法（平成９年法律第81号）第３条の３第１項の規定に基づき、（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）第13条第２項第２号の規定に基づき次のとおり公告し、当該配慮書を縦覧に供する。

平成29年５月30日

自然電力株式会社代表取締役　磯　野　謙

１　第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（１）　事業者の名称　　　　自然電力株式会社

（２）　代表者の氏名　　　　代表取締役　磯野　謙

（３）　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市中央区荒戸一丁目１－６

２　第一種事業の名称、事業により設置されることとなる発電所の原動力の種類及び発電所の出力

（１）　名称　　　　　　　（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業

（２）　発電所の原動力の種類　風力発電

（３）　発電所の出力　　　　最大出力４万キロワット

３　第一種事業実施想定区域

鳥取市青谷町及び同市気高町

4　配慮書の縦覧場所等

（1）　縦覧場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県東部生活環境事務所（鳥取市立川町六丁目176）

鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町116）

鳥取市青谷町総合支所（鳥取市青谷町青谷667）

鳥取市気高町総合支所（鳥取市気高町浜村282－１）

鳥取市鹿野町総合支所（鳥取市鹿野町鹿野1517）

（2）　縦覧期間及び縦覧時間

平成29年５月31日（水）から同年６月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで。

（4）　その他

縦覧期間中は、ホームページ(http://www.shizenenergy.net/news-asses.html)で閲覧することができる。

5　意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地から意見があるときは、書面に住所、氏名及び意見（意見の理由を含む。）を記入の上、平成29年６月30日（金）までに６の問合せ先に郵送（当日消印有効）すること。

6　問合せ先

〒810－0062　福岡県福岡市中央区荒戸一丁目１－６

自然電力株式会社　担当　鷲見

電話　092－753－9834